

第二次

山口市行政改革大綱

平成30年2月

目 次

第1章 行政改革大綱策定の背景

1	これまでの行政改革の取組み	1
(1)	第一次山口市行政改革大綱の概要	
(2)	実施状況	
(3)	取組みの成果	
(4)	財政効果額	
2	本市をとりまく状況	7
(1)	人口推計	
(2)	財政状況	
3	今後の課題	9
(1)	協働によるまちづくり	
(2)	民間活用	
(3)	地域行政組織の機能	
(4)	新本庁舎整備	
(5)	職員数	
(6)	財政運営	
(7)	公共施設等（公共建築物・インフラ資産）	
(8)	行政経営をめぐる環境の変化	

第2章 更なる改革に向けて

1	第二次山口市行政改革大綱の全体像	12
(1)	大綱の位置づけ	
(2)	計画期間	
(3)	構成	
2	基本理念と基本方針	13
(1)	基本理念	
(2)	基本方針と改革の方向性	
	【基本方針Ⅰ】 協働・官民連携の推進	14
	【基本方針Ⅱ】 市民サービス向上に向けた組織運営	17
	【基本方針Ⅲ】 行政資源の有効活用	21
3	今後の取組み	24
(1)	情報の共有	
(2)	推進体制	
(3)	職員の意識改革	

第1章 行政改革大綱策定の背景

1 これまでの行政改革の取組み

(1) 第一次山口市行政改革大綱の概要

本市では、平成17年10月の旧1市4町の合併後、10年後の「まちの姿」として「ひと、まち、歴史と自然が輝く 交流と創造のまち 山口」の実現を目指した「山口市総合計画」を策定し、新市が目指すべきまちづくりの方向性を明らかにするとともに、総合計画を効果的・効率的に推進していくための経営方針として、行政運営の方向性を明らかにした「山口市行政改革大綱（以下「第一次大綱」）」を策定しました。

第一次大綱は、平成18年度から平成27年度の10年間を計画期間とし、その間、平成23年3月に見直しを行い、また、総合計画との整合性の観点から、計画期間を2年間延長し、平成29年度を目標年度として、基本理念である「自立・協働によるまちづくりに向けた経営基盤の改革」の達成に向けて、「協働によるまちづくりの推進」、「行政組織・体制の確立」、「行政経営システムの確立」という3つの基本方針を設定し、改革の具体的方策（推進項目）を示した「山口市行政改革大綱推進計画」を推進することにより、全庁を挙げて改革に取り組んできました。

(2) 実施状況

本市では、第一次大綱の推進計画に掲げた56の推進項目に取り組んでおり、平成28年度までの基本方針ごとの達成状況は以下の表のとおりとなっています。

完了の目安に達した「実施済」は4項目7.1%、また、完了に向けて継続的に実施している「実施（継続）」は47項目83.9%という進捗状況となっており、51項目91.1%について着実に進展しています。

基本方針	項目数	実施済	実施(継続)	一部実施	未検討	廃止
① 協働によるまちづくりの推進	24	2	21	0	0	1
② 行政組織・体制の確立	10	0	9	1	0	0
③ 行政経営システムの確立	22	2	17	3	0	0
全体計	56	4	47	4	0	1

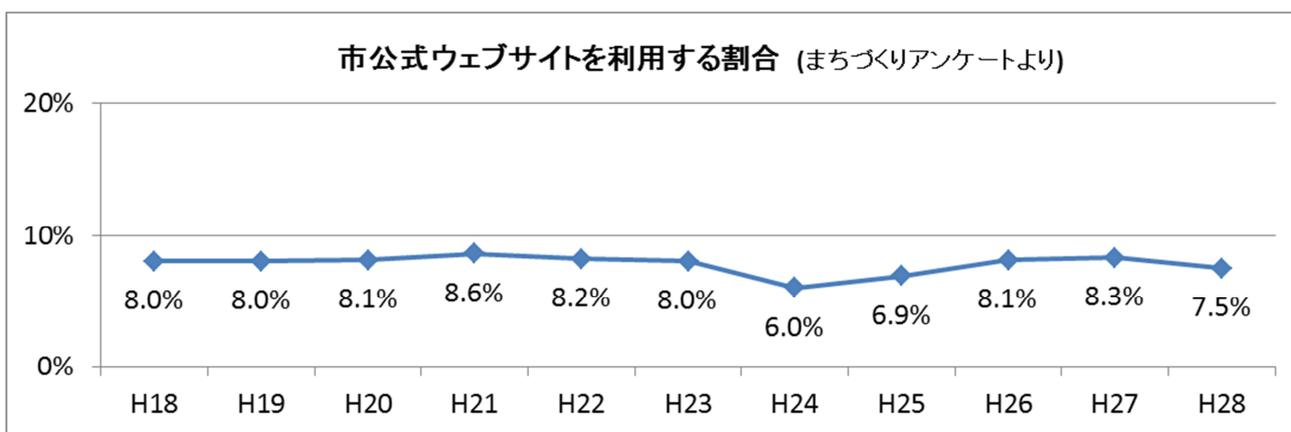
このように本市では、これまで3つの基本方針のもとに様々な取組みを実施し、概ね順調な成果と一定の財政効果を挙げてきましたが、更に取り組みを推進しなければならないものや改善が必要なもの、また社会経済情勢や環境の変化等により新たに取り組むべき課題が生じています。

(3) 取組みの成果

① 協働によるまちづくりの推進

情報提供の推進

市政に関する情報を市民に分かりやすく提供するために毎年度広報計画を策定し、テレビやラジオ等のメディアを含めた様々な広報媒体を計画的・効果的に活用するとともに、市政の動きが伝わる市報の紙面づくりや、市公式ウェブサイトによる積極的な情報発信を実施することで、まちづくりに関する方向性の共有や、市政への関心が高まるように取り組んできました。市が毎年実施しているまちづくりアンケートでは、市公式ウェブサイトを利用する割合は低迷していますが、現在も市民の約8割の方が市政に関する情報を市報から得ており、市報の充実が、効果的な市政情報の共有化に大きな役割を果たしていると言えます。



【数値目標】 市公式ウェブサイトを利用する市民 50%以上

協働の推進

本市では、平成20年度から21地域に地域づくり協議会が設立され、地域課題の解決に向けた具体的な活動を示した地域づくり計画が策定される中で、その活動のための財源として地域づくり交付金制度を創設しました。

また、全地域に地域交流センターを設置し、自治会活動や市民活動等、地域づくりの拠点施設として位置づけ、様々な主体が積極的に地域づくりに参加できる環境の整備を進めてきました。併せて、全21地域に地域担当職員を配置し、地域づくり協議会の運営を支援し、地域の特性に応じた住民主体の地域づくりの基盤を構築しました。

さらに、地域づくりアドバイザーの派遣、職員の地域活動への参加促進、あるいは地域づくり計画の策定支援等、地域づくりに対して多面的なサポートを実施してきました。

こうした取組みを通じて、各地域では地域づくり協議会をプラットフォーム¹として、自治会・町内会や地域団体等が連携し、それぞれの個性を生かした地域活動が展開される中で、市民の参画も着実に進んでいます。

➤1 「プラットフォーム」：土台となる環境のことです。ここでは、地域づくりに向けて関係団体が参加し、話し合い、課題の共有ができる組織体を指します。

民間活用の推進

「山口市民間化推進実行計画」（第一次：平成20年度～平成24年度、第二次：平成25年度～平成29年度）を推進することにより、業務や施設の民間化²を計画的に進めてきました。

山口市民間化推進実行計画の実施状況（項目数は、上段が第一次、下段が第二次の件数）

項目名	項目数	実施済	一部実施	検討中	未検討
①民営化への取組み 市の業務を廃止し、民間独自の活動でこれまでと同様のサービスを提供するように変えること	15	2	7	6	0
	11	0	8	3	0
②廃止への取組み 市の業務の廃止による施設の解体	3	3	0	0	0
	1	1	0	0	0
③委託化への取組み 市の業務を民間に委ねて実施するように変えること	17	4	1	12	0
	14	3	0	11	0
全体	35	9	8	18	0
	26	4	8	14	0

（民営化への取組みの実績）

平成20年度	養護老人ホーム（福寿園）
平成23年度	母子生活支援施設（かるがも苑）

（廃止への取組みの実績）

平成20年度	学校教員住宅
平成21年度	大海出張所（行政窓口を除く）、教育支所
平成25年度	阿東老人憩いの家

（委託化への取組みの実績）

平成20年度	中間処理施設管理運営業務、ごみ収集運搬業務（小郡地域の資源ごみ）、上下水道料金徴収業務
平成23年度	地域包括支援センター運営業務（全5センター）
平成25年度	清掃工場管理運営業務
平成26年度	ごみ収集運搬業務（山口・小郡・秋穂地域の不燃物・金属小型家電）
平成28年度	環境センター管理業務

➢ 2 「民間化」：本市における民間化とは、市民、団体、企業など、民間による実施（民営化）、市の業務・施設の廃止、及び市の業務を多様な手法により民間に委ねて実施する外部委託等を指します。

② 行政組織・体制の確立

職員数の適正化

本市の定員管理については、平成18年度に策定した「山口市定員適正化計画」及び平成22年度に策定した「山口市定員管理計画」に基づき、事務事業の精査や民間委託等の推進、内部管理業務の集約化等を図りながら、業務内容の見直しと新規採用者数の抑制による職員数の適正化を進めてきました。

職員数の推移を見ると、合併直前の平成17年4月1日からの12年間で、職員数は223人減少し、平成26年度以降の職員数は、数値目標である1,700人以下を維持しています。

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
4月1日職員数	1,910	1,877	1,840	1,804	1,800	1,775	1,756	1,729	1,713	1,694	1,690	1,683	1,687
職員増減数	-	▲33	▲37	▲36	▲4	▲25	▲19	▲27	▲16	▲19	▲4	▲7	4

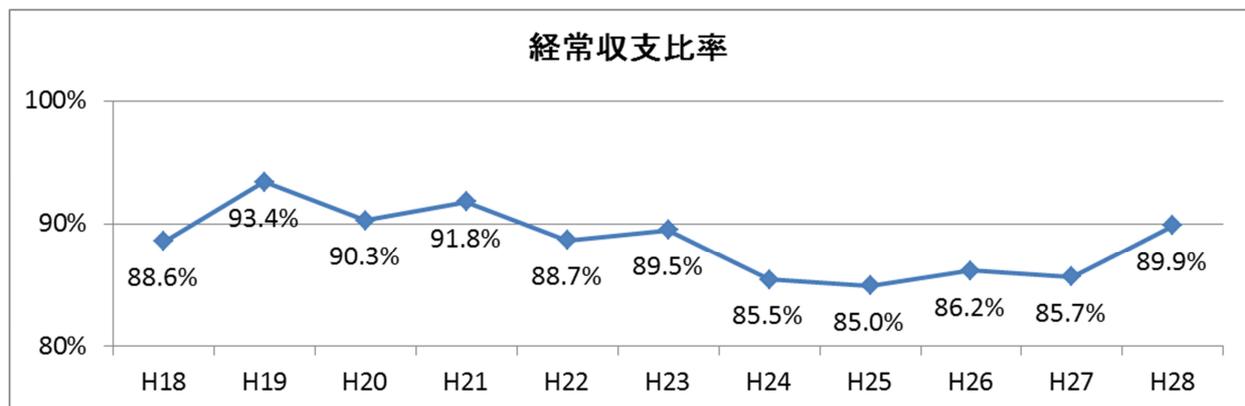
※H17からH21には合併前の旧阿東町の職員数を含んでいます。

③ 行政経営システムの確立

山口市財政運営健全化計画の推進

1市4町の合併当時、平成17年から平成21年度までは、税収の伸び悩みや社会保障関係費³の増大等への対応により、基金からの繰入金に依存した財政構造となっていました。平成18年度に策定した「山口市財政運営健全化計画」に基づき、職員数の削減や職員給与の見直しをはじめ、補助金・負担金の見直し等の歳出削減策のほか、市税収入確保のための取組みや市有財産の有効活用、有利な市債の活用等の歳入確保策に取り組むとともに、施策別包括的予算制度⁴の導入により、行政評価システム⁵に基づく施策の重点化や事業の選択等、効果的な予算配分を図ってきました。

こうした取組みの結果、経常収支比率⁶について数値目標は達成できていないものの、平成22年度以降の当初予算においては、財源不足を補うための基金の繰入に頼らない、歳入規模を基本とした予算編成を継続しています。



【数値目標】 経常収支比率 85%未満

- 3 「社会保障関係費」：生活保護費関係費や社会福祉関係費等、社会保障に関係する費用のことです。
- 4 「施策別包括的予算制度」：総合計画の施策体系ごとに予算の財源配分を行う制度で、施策内で行政評価に応じた財源の選択と集中を図り、効果的な事業展開が可能となります。
- 5 「行政評価システム」：総合計画の目標達成状況について、施策・基本事業の成果指標の目標値に対する達成度を定期的・継続的に測定することで評価を行い、それを公表し、評価結果を施策の改善につなげていく仕組みです。
- 6 「経常収支比率」：地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源が、人件費、扶助費、公債費といった、毎年支出される経常的な経費にどれだけ充当されているかを示すものです。数値が高くなるほど財政の弾力性が失われていることを示します。

市有財産の有効活用

公有財産台帳システムの更新や、統合型GIS⁷による公有財産データの共有化により業務の効率化を進めるとともに、自主財源確保の取組みとして、未利用財産の積極的な売払いや貸付に取り組んできました。平成24年度以降は、各年度1億円の目標を継続的に上回り、計画期間合計で14億9千万円の歳入につながっています。

(金額の単位は “百万円”)

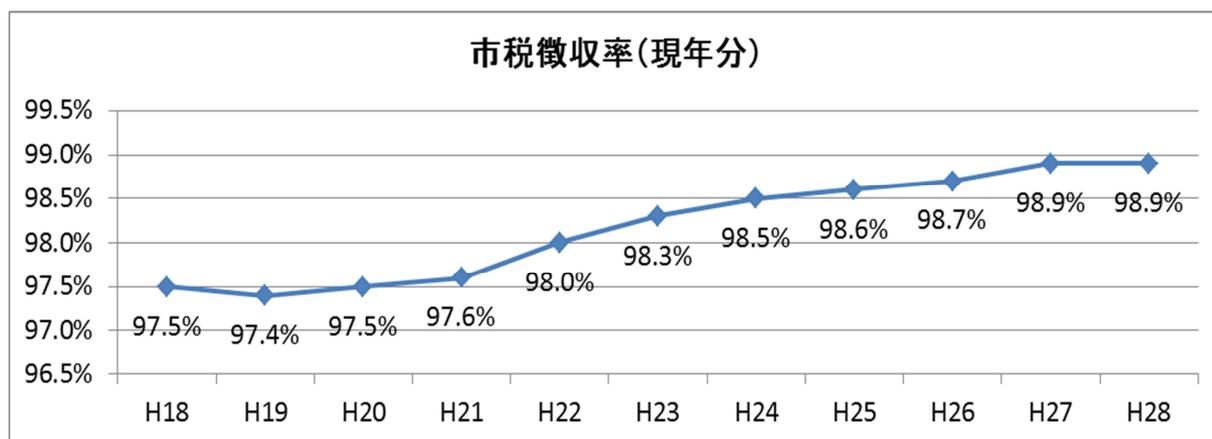
■未利用財産の処分												
年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	合計
件数	40	38	24	25	27	32	42	34	37	39	28	366
金額	58	64	98	62	34	48	127	87	85	432	127	1,222
■未利用財産の貸付												
年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	合計
件数	-	-	-	65	102	108	186	231	211	152	169	1,224
金額	-	-	-	50	34	35	31	30	31	32	26	269

【数値目標】 未利用財産の処分・貸し付けによる収入 100百万円/年

市税等の徴収率の向上

市税や国民健康保険料等の歳入確保について、行政運営の自主性や安定性を高めるとともに、納税の義務等による公平性の確保を図る観点から、コールセンターやインターネット公売、コンビニエンスストア納付等、徴収率向上につながる積極的な取組みを実施してきました。

こうした取組みの結果、平成26年度以降の徴収率は、数値目標を上回る高い水準を維持しています。



【数値目標】 市税徴収率 (現年分) 98.7%

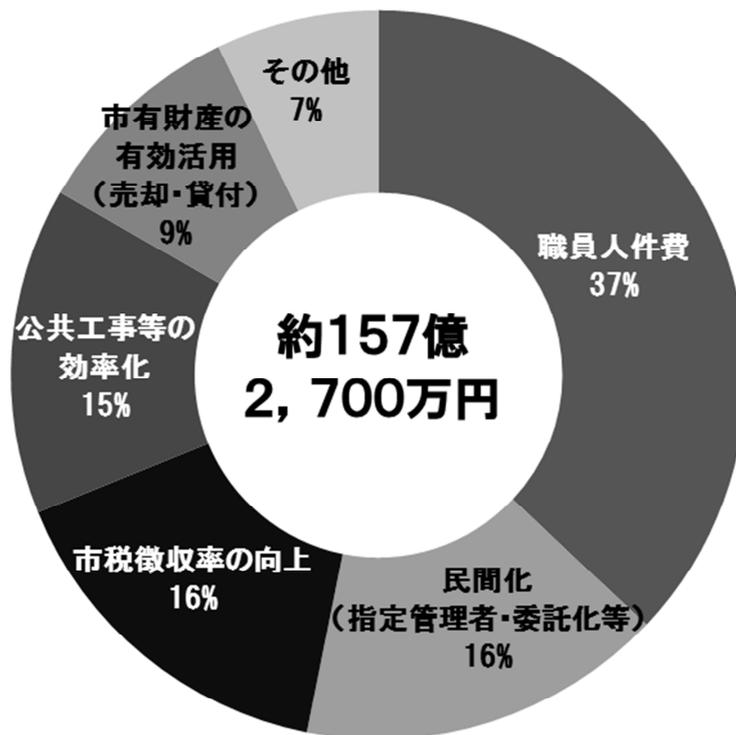
➤ 7 「統合型GIS」：各部署が日常業務で利用する地図情報（道路、街区、建物、河川等）を市内全体で共用できる形で整備し、利用していく市内横断的な仕組みのことです。

(4) 財政効果額

平成18年度から平成28年度までの11年間における、委託化や指定管理者制度⁸導入等の民間化の取組み、職員数の適正化等による歳出抑制策や、市税等の徴収率の向上、市有財産の有効活用等の歳入確保の取組みにより、約157億2,700万円の財政効果を生み出しました。

この財政効果により捻出された財源は、施策別包括的予算制度の仕組みの中で、行政評価に基づいた施策の重点化等を行いながら、本市のまちづくりに活用しています。

財政効果額 (平成18年度から平成28年度までの11年間累計)



財政効果額 (内訳)

単位：百万円

職員人件費 (職員数減の他、給与制度の見直し等含む)	5,819
民間化 (指定管理者・委託化等)	2,536
市税徴収率の向上	2,471
公共工事等の効率化	2,283
市有財産の有効活用 (売却・貸付)	1,491
その他 (補助金の見直し・内部業務経費の削減等)	1,127
合計	15,727

➤ 8 「指定管理者制度」：自治体が設置する施設のうち、文化施設やスポーツ施設、福祉施設等、市民の利用に供するための施設、いわゆる公の施設の管理について、民間の能力やノウハウを活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減を図ることを目的に、これまでの「管理委託制度」に替わり、平成15年度に創設された施設管理制度です。

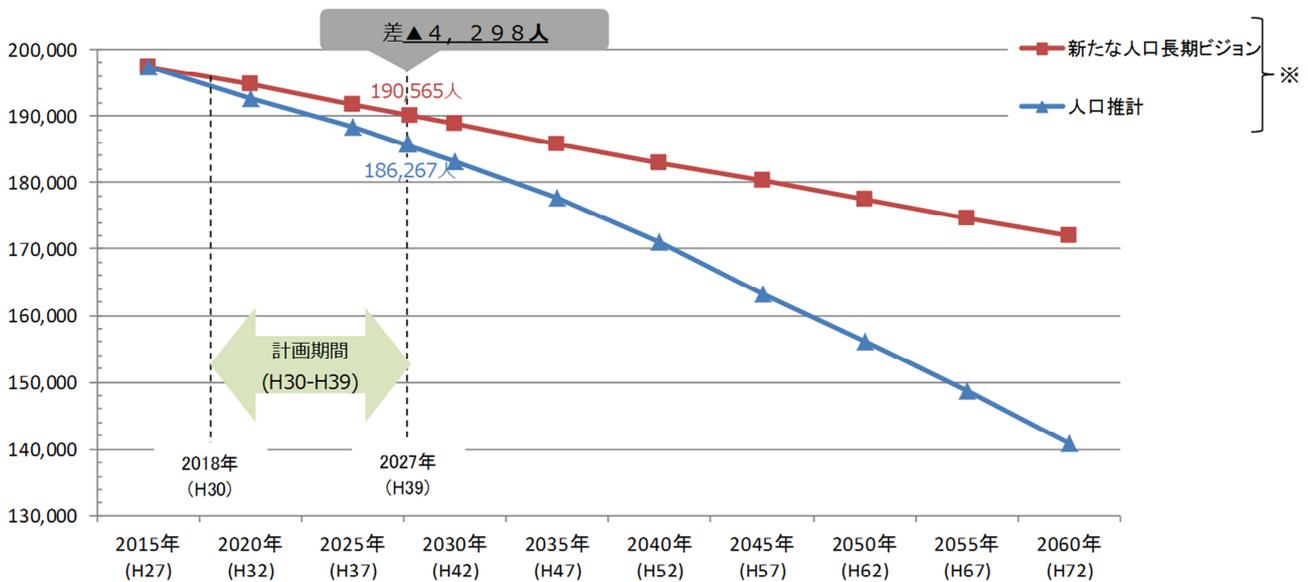
2 本市をとりまく状況

(1) 人口推計

本市の人口については、平成27年度国勢調査に基づく将来人口推計（本市独自推計）において、中長期的には市内全ての地域で人口減少が進むと同時に、年少人口・生産年齢人口⁹の減少、高齢者人口の増加が進むことから、このままであれば平成72年（2060年）に約14万1千人まで減少すると予測しています。

こうした中、山口市まち・ひと・しごと創生総合戦略「人口長期ビジョン」においては、出生率の向上や移住定住の促進、雇用の場の確保等に向けた取組みにより、平成72年（2060年）における人口について、約17万人を維持する展望を示しています。

また、第二次山口市総合計画においては、計画最終年度にあたる平成39年度（2027年）に人口19万人を維持することを想定し、その実現に向けた重点プロジェクトや施策を展開していくこととしています。



	2015年 (H27)	2018年 (H30)	2020年 (H32)	2022年 (H34)	2025年 (H37)	2027年 (H39)	2030年 (H42)	2035年 (H47)	2040年 (H52)	2045年 (H57)	2050年 (H62)	2055年 (H67)	2060年 (H72)
■ 新たな人口長期ビジョン	197,422	195,789	194,700	193,532	191,778	190,565	188,744	185,794	183,022	180,367	177,509	174,634	171,887
▲ 人口推計	197,422	194,618	192,749	190,957	188,269	186,267	183,264	177,655	170,930	163,197	156,025	148,747	141,004
人口推計と長期ビジョンの差	0	-1,171	-1,952	-2,575	-3,509	-4,298	-5,480	-8,139	-12,091	-17,170	-21,483	-25,887	-30,883

※「新たな人口長期ビジョン」は、第5回山口市総合計画策定協議会での骨子策定時に、それまでの人口長期ビジョンを改定したところ
 ※「人口推計」は、平成27年国勢調査の確定値に基づき、市で独自推計したもの

➤ 9 「生産年齢人口」：国内で行われている生産活動に就いている中核の労働力となるような年齢の人口のことで、日本では15歳以上65歳未満の年齢に該当する人口のことです。

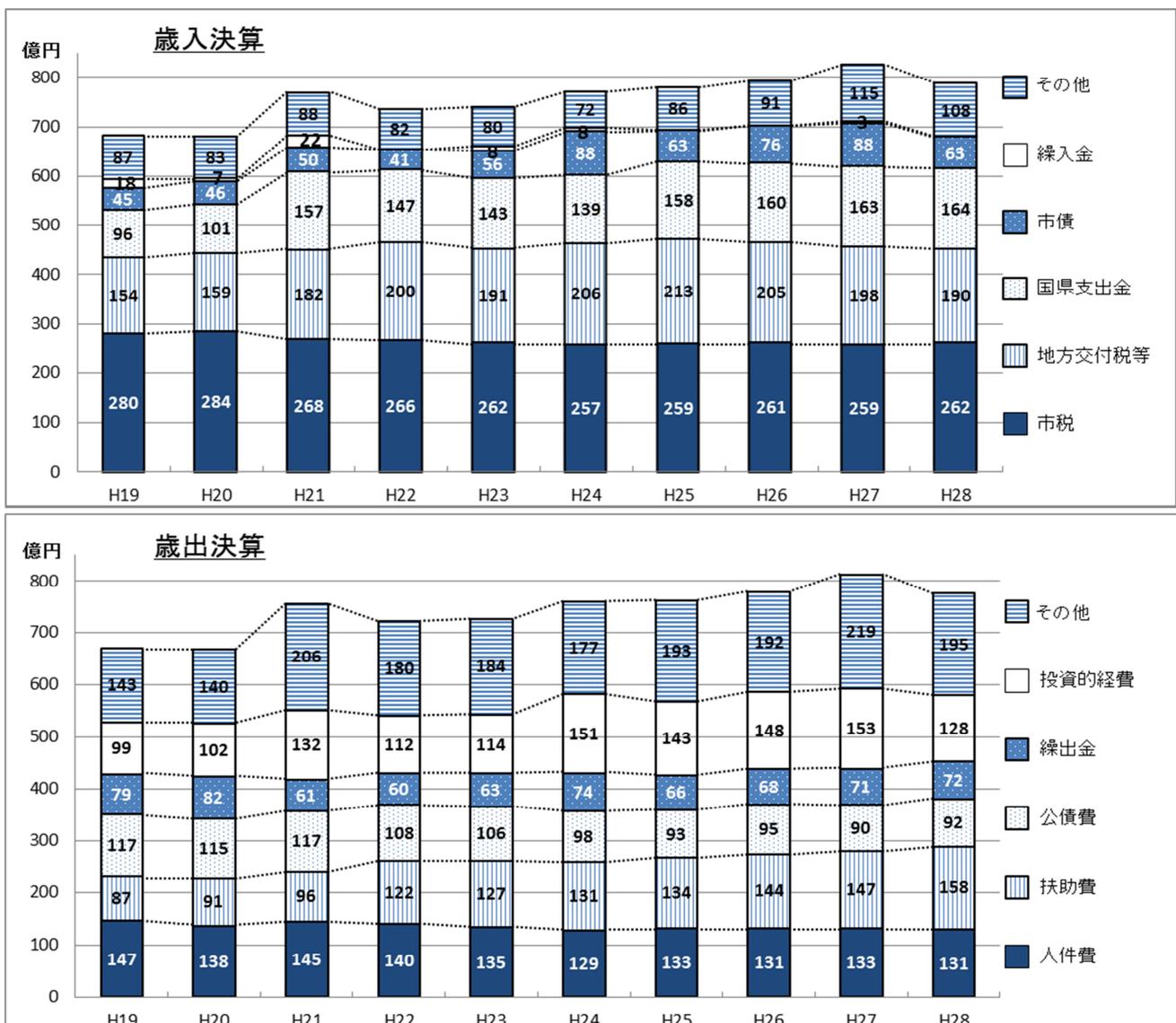
(2) 財政状況

普通会計¹⁰決算額の推移

歳入において、「市税」については、リーマンショック（平成20年度）等の影響により大幅に減少したものの、平成25年度以降は、国の経済対策等により景気が緩やかな回復基調にあることから、税収が堅調に推移しています。「地方交付税等」については、増加傾向にありましたが、近年では平成27年度からの合併支援措置である地方交付税の合併算定替の通減等により、減少傾向にあります。なお、合併算定替は、平成32年度（2020年度）をもって終了します。

歳出においては、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係費の増加により、「扶助費」が年々増加しています。また、市債の返済を行う「公債費」については、平成19年度から平成21年度に公的資金補償金免除の繰上償還を重点的に行ったことにより、それ以降減額となっています。

普通建設事業費等の「投資的経費」については、平成21年度には国の経済対策や豪雨災害に係る災害復旧事業の影響により増加しているほか、平成24年度以降は新山口駅ターミナルパーク整備等の大型建設事業が増加したことにより大きく伸びています。



▶ 10 「普通会計」：全国統一の基準で他の地方公共団体と比較できるように、一般会計と特別会計の一部を合わせた統計上の会計のことをいいます。本市では、一般会計のほか、地域下水道事業特別会計及び特別林野特別会計並びに小郡駅前第三土地区画整理事業特別会計（平成27年度まで）の一部の合計となります。

3 今後の課題

(1) 協働によるまちづくり

これまでの取組みにより、協働によるまちづくりの理念や、これを支える地域づくり交付金制度による地域主体の地域づくりが、着実に浸透しているところです。

しかしながら、人口減少・少子高齢化や、単身世帯の増加、生活スタイルの変化により、生活支援機能や防災機能の確保、空き家対策等といった地域が抱える課題も複雑化しており、これまで地域コミュニティの中で担っていた支え合いの機能の維持や、新たな課題への対応が困難となっていくことも想定されます。

こうした中、協働によるまちづくりをより一層推進し、地域をめぐる新たな課題を洗い出すとともに、その解決に向けて、市民や行政、様々な主体が力を合わせて取組みを進めることができる仕組みを充実していく必要があります。

(2) 民間活用

本市では、「山口市民間化推進実行計画」のもと、各集会所の地域への譲渡や、環境関係業務¹¹の民間委託、公の施設への指定管理者制度導入等を進めていますが、社会情勢の変化や施設の老朽化、採算性等の問題から、更なる民間化が困難となっている事業や施設があります。

一方で、公共の多くの分野について、多様な形で民間の活力を活用できる環境が整ってきており、経営的な視点による行政資源¹²の有効活用という視点に加えて、共に公共を支えるパートナーという観点から、行政と民間が積極的に連携できる仕組みづくりを進める必要があります。

(3) 地域行政組織の機能

本市では、これまでの行政改革の取組みを踏まえた行政経営の分析や、次なる取組みに向けた課題の整理を行うために、平成27年度に専門機関による行政診断¹³を実施しました。

この中では、総合支所及び地域交流センターに十分な権限や予算が無いことや、総合支所と地域交流センターとが直接結びついていないことが要因となり、地域課題への迅速かつきめ細かな対応に支障が生じる場合があることから、総合支所・地域交流センター等、地域行政組織の権限や機能の見直しの必要性について指摘されています。

今後、各総合支所・地域交流センターを地域拠点として、それぞれの地域の特性に応じたまちづくりの展開を図っていく中で、地域課題の解決に向けた対応、サービス提供体制の充実を目指して、総合支所・地域交流センターの機能や権限を強化していくと同時に、限られた財源の中で、将来にわたって必要なサービスを継続的に提供することができるように、行政が担っていくべき機能の整理が必要です。

➤ 1 1 「環境関係業務」：清掃工場管理運営業務、中間処理施設管理運営業務、環境センター管理業務、ごみ収集運搬業務

➤ 1 2 「行政資源」：市が行政活動を行うために、投入する資源のことで、予算・人員・保有資産等を指します。

➤ 1 3 「行政診断」：第三者機関の客観的な視点に基づき、行財政改革の取組、事務事業、行政組織、職員定数等の現状と課題を調査・分析して、それに対する具体的な改善策の提案を受けることで、本市の行政経営の検討を深めることを目的に実施した調査です。

(4) 新本庁舎整備

現在の本庁舎は最も古い棟で建築後50年以上を経過しており、老朽化や耐震性、狭あい化等様々な課題を抱えているため、抜本的な対策として新本庁舎の整備を進めることとしています。

新本庁舎の整備にあたっては、市民サービス向上のための行政機能の充実をはじめ、防災拠点としての役割や、環境・景観への配慮等が、検討を進める際の重要な視点となっています。

新本庁舎の整備を、各総合支所や地域交流センター等を含めた市全体の行政機能等の充実の契機として捉え、ワンストップサービス¹⁴等の窓口機能の向上を図るとともに、これまで物理的な要因で着手できなかった抜本的な組織改革、業務プロセスの再構築を進めていく必要があります。

(5) 職員数

これまでの定員管理計画に基づく取組みにより、正規職員の職員数が抑制されている中、地方分権の進展に伴う権限移譲事務の増加、安全安心への意識の高まりや災害の増加に伴う防災・防犯対策の充実、多様化する市民ニーズへの対応等、取り組むべき業務は増加傾向にあります。

このような中、長時間労働の常態化や画一的な労働制度、仕事と育児・介護との両立の困難性が働く人の意欲を低下させ、労働生産性の向上を阻むとして、国においては働き方改革による労働制度の抜本的改革を推し進めています。

本市においても、限られた人材を効果的に活用する中で、長時間労働の是正や柔軟な働き方ができる環境整備等に配慮しつつ、業務内容に応じた定員の適正管理を進めることが課題となっています。

(6) 財政運営

本市の財政運営について、将来的な財政見通しでは、普通交付税の合併支援措置が平成32年度（2020年度）をもって終了するほか、人口減少や社会経済情勢の先行きが不透明な状況において、市税等を含めた一般財源総額の大幅な増加が見込めない一方で、社会保障関係費や公債費の増加が見込まれる等、財政の硬直化が懸念されます。

今後、行政が提供すべきサービスや推進すべき事業を継続的に実施していくためには、行政評価に基づく事業の見直しや、市税の徴収率向上、市有財産の有効活用等の取組みにより、歳入歳出両面からの財源確保に努める必要があります。同時に交付税措置率の高い有利な市債の活用や計画的な基金の積立と活用等により安定した財政基盤を確立することが重要です。

(7) 公共施設等（公共建築物・インフラ資産）

本市の公共施設等の将来あるべき姿を検討していくための基本方針として、平成27年8月に策定した「山口市公共施設等総合管理計画」においては、今後40年間で必要となる施設更新費用の年平均が、これまでの1.3倍必要となる見通しであり、人口減少の状況や人口構造の変化に伴う市民ニーズの動向等を慎重に見極めながら、公共施設の適正配置や施設数、施設規模の見直し等について、計画的に進める必要があります。

➤14 「ワンストップサービス」：複数の手続きを一箇所で済ませることができる環境のことです。

(8) 行政経営をめぐる環境の変化

地方自治体を取りまく環境は絶えず変化しており、近年では労働制度の抜本改革を図る働き方改革や、地方財政に影響するトップランナー方式¹⁵の拡充、内部統制¹⁶制度の自治体への導入といった国の動きや、ICT¹⁷の進展に伴う新しい技術の確立等、行政経営をめぐる環境の変化への対応が求められています。

また、平成27年度に実施した行政診断により、組織マネジメント¹⁸機能の強化や行政評価システム制度の見直し等、本市の取り組むべき課題が明らかになったところです。

本市自らの判断と責任による自立した行政経営を継続していくために、これらの社会情勢や環境の変化に柔軟に対応できる組織基盤の整備が必要です。

➤15 「トップランナー方式」：地方交付税について、民間委託等の業務改革を実施している地方公共団体の経費水準を反映する方式のことです。

➤16 「内部統制」：違法行為、不正、ミス等を発生させることなく、法令や、所定の基準、手続き等に基づいて、業務が、健全かつ効率的に運営されるよう、組織自らが自律的に管理統制を行う仕組み、又は機能のことです。

➤17 「ICT」：Information and Communication Technology の略語で、情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービス等の総称です。

➤18 「組織マネジメント」：適切な管理、戦略、計画等によって目標を効果的に達成することをいいます。

第2章 更なる改革に向けて

1 第二次山口市行政改革大綱の全体像

(1) 大綱の位置づけ

本市は、平成30年度から平成39年度（2027年度）を計画期間とする「第二次山口市総合計画」において、「広域県央中核都市づくり」と「個性と安心の21地域づくり」を都市政策の柱に据え、目標とする将来都市像「豊かな暮らしと 交流と創造のまち 山口～これが私のふるさとだ～」に向けて、今後10年間のまちづくりの基本的な方向性を示すこととしています。

第二次山口市行政改革大綱は、この総合計画の効果的・効率的な推進を図るための、本市の行政改革の基本的な方向性や考え方等を明らかにしたものであり、総合計画で掲げる将来都市像の実現に向けた「経営方針」としての役割を担うものです。

(2) 計画期間

第二次山口市行政改革大綱は、「第二次山口市総合計画」の目標を実現するために、本市の目指す行政経営の方向性を明らかにするものです。

こうしたことから、計画期間についても総合計画と整合性を図り、平成30年度から平成39年度（2027年度）までの10年間とします。

また、個々の改革の具体的方策を明らかにするために、計画期間を平成30年度から平成34年度（2022年度）とする「第二次山口市行政改革大綱推進計画」を策定することとし、実施状況等の評価により、毎年度見直すこととします。

計画	計画期間
第二次山口市行政改革大綱	10年間 平成30～39年度（2018～2027年度）
第二次山口市行政改革大綱推進計画	5年間 前期：平成30～34年度（2018～2022年度） 後期：平成35～39年度（2023～2027年度）

(3) 構成

第二次山口市行政改革大綱の構成は次のとおりとします。

- 基本理念・・・平成39年度（2027年度）に目指すべき行政経営の将来像
- 基本方針・・・基本理念を実現するための取組みの方向性
- 改革の方向性・・・重点的に取り組む行政改革のテーマ

2 基本理念と基本方針

(1) 基本理念

<h1>市民本位の公共サービスの実現</h1> <p>～多様な主体との協働のもと、豊かな暮らしを支える行政経営～</p>
--

本市では、平成17年に旧1市4町、平成22年に旧阿東町との合併を行いました。少子高齢化といった社会経済情勢や、生活圏の拡大といった合併による諸課題に適切に対応するため、これまで組織の再編や職員数の適正化等、コスト縮減に重点を置き、合併効果を早期に発揮させるために、経営基盤の強化を進めてきました。しかしながら今後の行政改革は、こうしたコストを重視した取組みばかりでなく、合併により一体となった市民が真に生活の豊かさを実感できるように、現在の社会経済情勢や環境に即した組織運営や体制整備を進めることで、更なる市民サービスの充実を図りつつ、財政の健全性を確保した行政経営を展開していくことが重要です。

また、人口減少・少子高齢社会にあっても、市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して豊かな暮らしを実現し、充実した未来に向けた展望を持ち続けられる地域社会を築いていくため、行政はもちろん、市民、団体、事業者等の多様な主体が、適切な役割分担のもと、お互いに協働・連携して主体的にまちづくりに取り組み、新たな公共サービスを展開していくことが必要不可欠となっています。

本市は、更なる組織運営の充実、財政基盤の確立を進めることはもとより、多様な主体との協働のもと、社会経済情勢や環境の変化に適切に対応し、豊かな暮らしを支える基盤づくりを進めることで、市民の満足度が最大限に高まる公共サービスの実現を目指します。

(2) 基本方針と改革の方向性

基本理念の達成に向けて3つの基本方針を設定し、施策を総合的かつ計画的に推進します。

【基本方針Ⅰ】 協働・官民連携の推進	
改革の方向性	1 住民自治の充実に向けた環境整備 2 積極的な官民連携の推進

【基本方針Ⅱ】 市民サービス向上に向けた組織運営	
改革の方向性	1 効果的・効率的な組織体制 2 人材育成・活用の推進 3 ICT化の推進

【基本方針Ⅲ】 行政資源の有効活用	
改革の方向性	1 行政経営手法の浸透 2 健全な財政基盤の確立

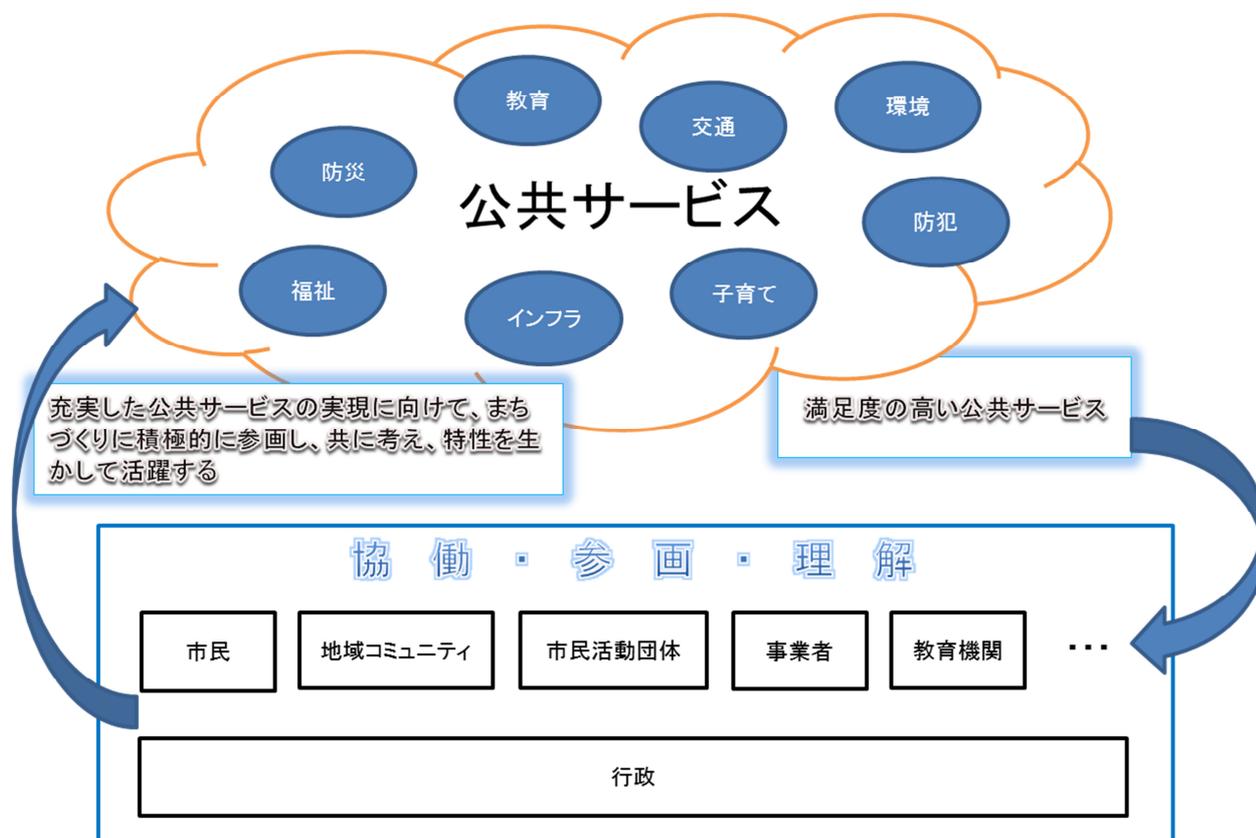
【基本方針Ⅰ】 協働・官民連携の推進

本市はこれまで、「まちづくりの主役は市民である」という住民自治の原点に立ち、個性豊かで活力のある地域社会の実現に向けて、住民主体のまちづくりが推進できる仕組みの構築を進めてきました。

今後人口減少・少子高齢化等、地域をめぐる状況が厳しさを増していくことが想定される中、市民一人ひとりの価値観や多様性が尊重され、誰もが住み慣れた地域で、将来にわたって安心して豊かに暮らすことができる地域社会を構築するためには、地域の実情に合わせ、柔軟に支援する行政組織を目指すとともに、地域コミュニティをはじめ、NPO¹⁹法人等の市民団体や、大学等の教育機関等の様々な主体が、目指す将来像や地域課題を共有し、共に考え、それぞれの特性を生かしながら公共を支えていくことが必要です。

また、現在では公共サービスの多くの部分を担っている民間事業者については、コスト削減やサービス向上といった視点だけでなく、地域の活性化や、民間のノウハウの活用による地域課題の解決等、公共を支える主体の一員として、積極的な連携を図っていく必要があります。

今後も多様な主体がそれぞれの特性を理解した上で、積極的にコミュニケーションを図りながら連携することで、それぞれの強みを最大限に生かして活躍できる仕組みづくりを進めていきます。



➤ 19 「NPO」：Non Profit Organization の略語で、非営利団体と訳します。政府や私企業とは独立した存在で、市民・民間の支援のもとで様々な社会貢献活動を行なうボランティア団体や、市民活動団体等の総称をいいます。

【改革の方向性 1】 住民自治の充実に向けた環境整備

■施策（1）市民と行政の情報共有・相互理解

複雑化する地域課題の解決に向けて、多様な主体がそれぞれの強みを生かしながらお互いを補完し、連携できる関係を広げていくためには、共に目指すべき将来像を共有するとともに、それぞれの特性や内在する課題について相互理解を進めることが必要不可欠です。

特に、地域が抱える課題については、各地域の人口構成や歴史的背景、地勢、その時々々の社会情勢等により様々であり、その課題解決にあたって地域と行政が担う役割は、地域ごとに違いがあり、かつ流動的であることから、地域の実情に即した役割の整理や、環境の変化への柔軟な対応が可能となるよう、市民と行政がしっかりと情報共有やコミュニケーションを図り、一体的に取り組んでいくことが重要となります。

そのため、情報の共有化に向けて、市報をはじめ、市公式ウェブサイトやテレビ、ラジオの市政番組、SNS等、多様な方策を活用した計画的かつ戦略的な広報活動により、効果的な情報提供を進めるとともに、集会形式で開催する移動市長室、個別に随時発信できるウェブサイトや市長への手紙等により、広く市政に対する意見や提言を聴く機会の充実を進めます。

また、市民や市民活動団体等との話し合いを活発に行うための仕組みづくりを強化し、より一層のコミュニケーションの充実を図ります。

■施策（2）協働推進体制の充実

本市はこれまで、住民主体の地域づくりの実現に向けた取組みを進めてきましたが、次なる10年においては、地域の実情に応じた協働によるまちづくりを一層推進するために、自治会・町内会をはじめ、地域で活動する市民団体、企業といったあらゆる主体の連携の促進に向けた支援を強化することで、地域づくり協議会のプラットフォームとしての機能を最大限に生かしていく必要があります。

そのため、更なる協働によるまちづくりの推進に向けた体制の充実を進める取組みとして、複雑な地域課題に一体的に対応するため、部局横断的な業務推進を図るとともに、総合支所や地域交流センターの、地域づくりを総合的に支援する拠点としての機能をさらに強化します。

また、地域づくり交付金制度の充実や、中間支援機能²⁰の強化等、地域の実情に応じたより効果的な連携・支援を行うための体制の見直しを図ります。

▶ 20 「中間支援機能」：地域と行政など様々な主体の間に立つパイプ役として、中立的な立場で地域づくりを支える機能のことです。

■施策（1）民間活力の積極的活用

本市では、平成18年8月に「山口市民間活用ガイドライン」を策定し、全ての事務事業等の事業仕分けを実施するとともに、平成20年3月に策定した「山口市民間化推進実行計画（平成20年度～平成24年度）」と、その取り組みの成果や課題を踏まえて平成25年3月に策定した「山口市民間化推進実行計画（平成25年度～平成29年度）」により、全庁的に民間化を推進してきました。

また、平成21年度から事務事業評価を本格実施しており、行政評価システムによるマネジメントサイクルの中で、すべての事務事業について民間化の検証を行う仕組みが確立しています。

今後は、これまでの民間化の実施状況を踏まえつつ取り組みを重点化し、対象業務や施設の特性に応じた民営化や委託化を計画的に実施します。

■施策（2）新たな官民パートナーシップの推進

本市はこれまで、主に業務の効率化やコストの縮減の観点から積極的な民間化を進めてきましたが、これからは民間事業者や各種団体と行政が連携しながら、地域における新しい需要を生み出し、雇用の場の創出や、定住人口の増加につなげる取り組みも必要となってきました。

新たな事業機会の創出や、公共サービスの質の向上に向けて、行政と民間が対話し、民間の創意と工夫を施策に反映できる仕組みについて研究を進めるとともに、様々な分野において、PFI²¹事業の活用等、民間との連携手段の中から最大限の効果が得られる手法の研究・導入を進めます。

➤ 21 「PFI」：Private Finance Initiative の略語で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力等を活用して行なう手法をいいます。国や地方公共団体が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスの提供ができると考えられています。

【基本方針Ⅱ】

市民サービス向上に向けた組織運営

地方分権改革²²の考え方に基づいて、様々な権限が基礎自治体に移譲されている中で、地方公共団体は自らの判断と責任により、地域の実情に沿った行政を展開するとともに、地方分権の成果を市内全域にわたって最大限に生かしていくことが求められています。

厳しい財政状況の中でも安全かつ良質な市民サービスが確実、効率的に実施され、市内のどの地域においても、必要なときに必要なサービスや支援を受けることができる環境の構築には、地方分権の進展や環境の変化に対応しながら自主的、総合的に施策を推進できる組織基盤の強化を進めるとともに、総合支所・地域交流センターをはじめとして、より地域に身近な所で地域課題を共に考え、解決することができる組織体制の整備を図っていくことが必要です。

特に、今後予定されている新本庁舎の整備については、市民の利用のしやすさや、行政機能の充実、防災拠点としての役割等、様々な視点から検討を進めることとしており、市民サービスの質の向上、市全体の業務執行体制の効率化の大きな契機となることから、ワンストップ機能の強化等、総合支所・地域交流センターを含めた総合的な業務改革に向けて、全庁的かつ早期の検討を進めることが必要です。

人的体制の面においては、地方分権の進展や行政に対する市民ニーズの高まり等に伴って、職員一人当たりの業務量は増加傾向にあることに加えて、多様な主体との協働や、定型・定例的な業務の民間委託が進む中で、円滑に合意形成を進めるための調整能力や政策立案等の、より専門的で高度な知識が求められるようになっていきます。

このような状況を踏まえて、今後の人材育成にあたっては、職務遂行能力の一層の向上を図るとともに、「働き方改革」の必要性等の意識啓発を図ることで、全ての職員が健康に仕事と家庭をバランスよく両立しながら働くことのできる環境を整備し、業務効率の一層の向上を目指します。

また、現在も急速に進展しているICTは、更なる業務の効率化やサービス向上を実現するとともに、新しいサービスの創出による地域課題の解決という役割も期待できることから、様々な分野で積極的な研究を進めます。

➤ 2.2 「地方分権改革」：国と地方との関係を、上下・主従の関係から対等・協力の新しい関係に転換するとの理念を掲げ、平成5年から実施されてきた、国から地方、都道府県から市町村への権限移譲や、地方に対する規制緩和等の取組みのことです。

【改革の方向性 1】 効果的・効率的な組織体制

■施策（1）組織基盤の強化

第二次山口市総合計画の着実な推進や地方分権社会への的確な対応を図る中で、施策の重点化や環境の変化に柔軟に対応できるように、各部局の業務執行状況を継続的に把握しながら、効果的かつ効率的な組織体制の整備を進めます。

また、可能な限り組織間の重複をなくし、全体で最大限の成果を得るためには、部局を超えた横断的な組織連携による施策展開を図る必要があります。そのため、各部に設置している政策管理室を中心とした部局内マネジメントを推進するとともに、施策横断的な課題解決やプロジェクトの推進が組織的に行えるように、経営会議²³や政策調整会議²⁴等における調整を適切に実施します。

さらに、今後予定されている新本庁舎の整備は、これまで物理的な要因により着手できなかった抜本的な組織改革や、各総合支所・地域交流センター等を含めた総合的な機能強化に向けた検討の契機となることから、市民がワンストップで利用できる総合窓口の設置や、各執務室の効率的な配置の検討と併せて、全体的な業務手順の整理を行い、最適な組織体制の検討を進めます。

■施策（2）業務執行体制の整備

証明書の発行や申請の受付を行う窓口については、市民と最も直接的に接する部署であり、来庁目的に応じた分かりやすい配置や導線、より迅速に対応できる仕組みの検討等、市民の声を聞きながら、より満足度の高い環境の整備を進めていく必要があります。そのため、各窓口における課題を踏まえて組織的な検討を実施し、継続的に窓口環境の改善を進めるとともに、コンビニ交付の推進等により、サービス提供体制の充実を図ります。

また、大地震等大きな災害が発生した場合、行政自らも被災し、人、モノ、情報等利用できる資源に制約がある中で、非常時においても中断できない通常業務と応急対策業務を並行して実施していく必要があります。

こうした中でも適切に業務を執行できるよう、業務継続計画（BCP）²⁵等を適宜見直ししながら、非常時の業務執行体制の整備を図ります。

加えて、総合支所や地域交流センターは、所管区域における地域振興や市民サービスの窓口、地域づくり活動の支援に関する業務等を行うとともに、災害発生時における地域の拠点として位置づけており、地域における市民サービスの提供や地域づくり、防災面において重要な役割を果たしています。

地域の個性や自主性を重視したまちづくりを積極的に推進するために、地域内分権を更に進め、地域をきめ細かに支援できる組織体制の構築や、市民の声が届きやすい仕組みづくりに向け、総合支所等への権限、財源の移譲について検討します。

➤ 2.3 「経営会議」：市の重要な計画の策定や改正に関する事、また予算や組織、市政の重要事項に関する事等、市政の重要な方針を決定するにあたり、最終的な総合調整を行う会議です。市長が主宰し、各部長、各総合支所長等で構成されています。

➤ 2.4 「政策調整会議」：経営会議の内部協議機関として、部局間の重要な協議及び調整に関する事、計画、財務及び事務管理に係る協議及び調整等に関する事等、市政推進に係る部分調整や経営会議に諮る前の調整を行う会議です。副市長が主宰し、一部の部長で構成されています。

➤ 2.5 「業務継続計画（BCP）」：災害時における応急対策業務に加え、通常業務においても中断できない、または早期再開を必要とする業務を「非常時優先業務」としてあらかじめ特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等について定めたものです。

【改革の方向性 2】 人材育成・活用の推進

■施策（1）人材育成の推進

本市の人材育成の方向性を示した山口市人材育成基本方針について、働き方改革等、時代の要請に応じて見直しを行いながら、一般職員から管理職まで、職位ごとに求められる能力の向上に向けて、職員一人ひとりが自己啓発に努めるとともに、組織をあげた職員の育成を継続的に実施していきます。職員一人ひとりの能力・業績を適正に評価し、人事管理を行うことで、組織力を最大限に発揮する体制を整えるとともに、組織全体の業務効率の向上を図ります。

また、山口県ひとづくり財団で実施する研修に積極的に参加するとともに、本市独自で実施する研修を充実することで、自己啓発の意識を持ち、地方分権に伴う自立的な政策形成や組織運営を担うことができる職員の育成を図るとともに、市民に信頼される職員を育成します。

■施策（2）効果的な人員配置

平成27年度に実施した行政診断において、本市の正規職員数は概ね適正であるとの結果が出ています。今後は職員削減により市民サービスの低下を招かないように配慮しながら、新たな定員管理計画では平成30年度からの5年間における正規職員数を現状と同じ規模とすることを基準として、年齢構成の是正を図りつつ、事務の委託化やICT化等による業務内容の見直しを行うことで、効果的・効率的な人員配置を図り、正規職員数の適正な管理に努めます。

また、トータルコスト²⁶を意識しつつ、経験豊富な再任用職員の能力活用をはじめ、業務内容に応じて任期付き職員²⁷の採用や外部人材の活用、非常勤職員の配置等、多様な人材の活用を進めます。

■施策（3）働き方の改革

現在、国においては労働生産性を改善するため、仕事と子育てや介護を無理なく両立させるための長時間労働の是正や、テレワーク²⁸の推進等による柔軟な働き方の推進、女性・若者の人材育成など活躍しやすい環境整備等、働く人々の視点に立った働き方改革を強力に進めています。本市においても働き方改革の実現に向けて、育児や介護等、職員一人ひとりの実情に柔軟に対応できる仕組みや、性別や年齢に関わらず、誰もが力を発揮し活躍できる環境の整備を、一層進めていく必要があります。

今後は、育児や介護等の様々な状況に合わせた働き方ができるよう、休暇・休業等に関する制度や勤務時間シフト制度²⁹等、既存の制度の周知や活用を促すとともに、フレックスタイム制やテレワーク等の新たな制度導入に向けた検討を進めます。加えて、管理職への女性職員の登用推進等と併せて組織全体の意識改革と働きやすい環境の整備を進めることで、女性職員の更なる活躍の推進を図ります。これらの取組みが業務の効率化と併せて組織的に推進できるように、働き方改革に関する研修を実施することにより職員の意識啓発を図ります。

➤26 「トータルコスト」：正規職員の人件費だけでなく、非常勤職員の賃金等を含めた全ての費用を指します。

➤27 「任期付き職員」：民間人材の採用の円滑化を図るため、公務に有用な専門的な知識経験等を有する者について、任期を定めて採用された職員です。

➤28 「テレワーク」：ICT(情報通信技術)を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のことです。「tele=離れた場所で」「work=働く」という意味の造語であり、遠隔勤務と訳すことができます。

➤29 「勤務時間シフト制度」：各種団体等との会議や交渉、又は事業説明会等、事前に通常勤務時間外に業務が想定される勤務日において、業務の開始時間を午前7時から午後1時までの間に設定できる制度です。

【改革の方向性3】 ICT化の推進

■施策(1) ICT利活用の推進

ICTの発達のスピードは著しく、有線・無線ネットワークの高速・大容量化や、スマートフォン等の情報端末の高機能化、AI³⁰技術（人工知能）やIoT³¹（モノのインターネット）の進展などを背景に、あらゆる分野で深く浸透してきています。

これまで人が行ってきた作業について、その多くの部分をAIが担っていくと言われており、本市においてもこのような技術の有効性を見極めながら、活用手法について積極的に研究を行っていく必要があります。

このような状況の中で、まずは情報システムの近隣自治体との共同利用（自治体クラウド）等により、ICTを活用した更なる業務の効率化やコスト削減を図っていきます。

併せて、行政が保有する地図データや各種統計データ等の公共データを自由に利用できる形で公開することで、地域における活用や、民間のビジネス利用による新たなサービスの提供につなげていきます。

ICTの導入・研究を進めることで、地域課題の解決や公共サービスの高度化を推進していきます。

➤30 「AI」：Artificial Intelligence の略語で、人工知能と訳します。人間の知的営みをコンピュータに行わせるための技術のこと、または人間の知的営みを行うことができるコンピュータプログラムのことです。

➤31 「IoT」：Internet of Things の略語で、モノのインターネットと訳します。様々な「モノ（物）」がインターネットに接続され、更にモノが互いに繋がり、情報交換することにより相互に制御する仕組みのことを指します。

【基本方針Ⅲ】

行政資源の有効活用

本市の将来的な財政見通しでは、普通交付税の合併支援措置が平成32年度（2020年度）をもって終了するほか、生産年齢人口の減少により、市税等の大幅な増加が見込めない一方で、高齢者人口の増加に伴い社会保障関係費が年々増加するなど、厳しい財政状況が続くものと思われま。

このような中、将来にわたり安定した行政を継続するためには、成果志向で効果的・効率的に行政を運営するという考え方の更なる浸透を図るとともに、本市が持つ行政資源（予算・人員・保有資産等）を有効に配分し、活用していくことが重要となります。

このため、行政評価システムに基づいたマネジメントサイクルの充実により、施策や事業の目的、成果を明らかにし、より一層の市民の理解と、行政資源の有効活用を図る中で、評価に基づいて予算や人材を効果的に配分するために、制度の更なる充実を進めます。

また、持続可能な財政運営を行っていくために、これまでの財政健全化に向けた取組みを継続しつつ、今後の人口推計や財政推計等を踏まえながら中長期を見据えた取組みを計画的に推進する中で、歳入、歳出の両面から更なる見直しを実施し、財政健全化に向けた土台づくりに不断に取り組む必要があります。

特に、本市が保有するインフラや公共施設については、高度成長期に集中的に整備され、今後一斉に更新時期を迎えることから、将来的な維持管理や更新にかかる経費の増大が大きな課題となっており、財政の健全運営に向けては、施設の長寿命化や有効活用、統廃合の検討等、適正なマネジメントを行っていくことが必要不可欠です。

そのため、多様な施設の方向性を一元的に検討する仕組みの構築を進めるとともに、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める等、適切なマネジメントに取り組めます。

■施策（1）行政経営システムの成熟化

行政資源を最大限有効に活用していくためには、施策の成果に基づいた事業の「選択」と「集中」を市民と共に進め、本市が持つ予算や人材等の行政資源を効果的に配分していくことが重要となります。

本市が運用している行政経営システムでは、計画から評価までの一連のマネジメントサイクルを展開し、成果に着目した事業評価により行政資源の有効活用を促進するための行政評価システムと、行政評価の結果による財源配分の重点化や事業コストの最適化を進めるための包括的予算制度、業務量や重点施策に応じて人材の配分を行う定員管理を連動し、経営的な視点による事業展開を進めています。

今後は地方公会計³²の導入に伴い、地方公共団体間で行政コスト情報等の比較や分析が可能となる中で、予算編成や行政評価への活用について研究を深めるとともに、行政経営システム全体の効率化に取り組む等、行政経営システムの成熟化を図ります。

➤ 3.2 「地方公会計」：現金主義・単式簿記を特徴とするこれまでの会計制度に対して、新地方公会計制度では発生主義・複式簿記といった企業会計手法を導入し、ストック(どれだけの資産を蓄えているか)やフロー(資金がどのように動いたか、その流れ)を明らかにする会計手法のことです。

【改革の方向性 2】 健全な財政基盤の確立

■施策（1）財政健全化に向けた取組み

「山口市財政運営健全化計画」の推進により、財源不足を補うための基金からの繰入に頼らない予算編成を継続していますが、合併に伴う財政支援措置のうち、普通交付税の算定替が平成27年度から逡減し、平成32年度（2020年度）をもって終了する等、今後は厳しい状況が想定されます。

そのため、今後も最小の経費で最大の効果の実現を目指し、職員数の適正管理や長時間労働の是正等による人件費の抑制、行政評価システムの活用による事務事業の見直し、市税等の徴収率向上等に、引き続き取り組みます。

また、地域経済の活性化に大きな効果が期待できるふるさと納税³³を積極的に促進するなど、自主財源の確保に取り組みます。

■施策（2）公的財産の有効活用

本市においては、人口減少や財政状況など今後の状況を見据えた上で、計画的に施設の維持、管理を行うとともに、最大限有効活用を図るために、安全性の確保や必要なサービス提供体制の維持、将来的な市民ニーズ等、総合的に検討を行っていくための基本方針として「山口市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

同計画に基づき、厳しい財政状況の中でも、必要なサービスを継続できるよう、今後のまちづくりの方向性を踏まえた上で、公共施設の建替え等が必要な場合は、機能は維持しつつ近接する施設との複合化を実施すること等により施設規模の効率化を図るとともに、既存施設の用途転用や空きスペースの活用を促進することとしています。

これらの取組みを具体化するために、多様な施設の方向性を一元的に検討する仕組みの構築等、マネジメント体制の検討を進めるとともに、各施設の老朽化状況や維持管理コスト、利用状況等の情報を整理した上で、個別施設ごとの対応方針を定めます。

また、財源の確保の観点から、普通財産³⁴の売却や貸付をはじめ、民間広告の掲載等、市有財産の有効活用を進めます。

➤33 「ふるさと納税」：応援したい自治体に寄附ができる制度で、寄附額から原則2千円を引いた額が所得税・住民税から控除されます。集まった寄附金は、自然保護や文化財の保全、子育て支援といったまちづくり等に活用されます。

➤34 「普通財産」：自治体が所有し管理する公有財産（土地・建物）のうち、公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産を除いたもののことです。

3 今後の取組み

(1) 情報の共有

行政改革は市民生活に密接に関連しており、大綱の推進にあたっては、市民の理解と協力を得ながら進めていく必要があります。また、行政としての説明責任を果たす観点からも、個々の改革の具体的方策を明らかにするために策定する「第二次山口市行政改革大綱推進計画」の実施状況や成果を定期的に公表し、市民との情報の共有化を図ります。

(2) 推進体制

大綱の推進にあたっては、課題や今後の取組みについて共通認識するとともに、全庁的な取組が必要であることから、市長を本部長とする庁内組織「山口市行政改革推進本部」において大綱の進行管理を行う等、大綱の総合的な推進を図ることとします。

また、各項目の計画的な取組みを推進するため、「第二次山口市行政改革大綱推進計画」に年度ごとの計画を作成し、毎年度取組みの評価を行うとともに、計画の見直しも行います。

なお、この計画の実施状況については、民間有識者等の外部委員からなる「山口市行政改革推進委員会」に報告し、行政改革の推進に関する意見を求めることとします。

(3) 職員の意識改革

大綱を全庁的な取組みとして推進していくためには、職員一人ひとりが常に各々の職務に対して使命感と問題意識を持ち、自らが主体的に努力することが最も重要となります。このため、職員が現状を十分理解し、行政改革の重要性を認識するとともに、庁内における情報の共有化を図り、目標の達成に向けて一丸となって改革に取り組みます。

